

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 次第

日時：令和5年11月21日（火）

午前10時～

場所：大和郡山市役所4階大会議室

1. 開会・挨拶

2. 議題

(1) 大和郡山市地域公共交通運賃等協議会の設置について

・・・(資料1・資料2)

(2) 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱の改正について

・・・(資料3・資料4)

3. 閉 会

<配布資料>

会議次第、出席者名簿、座席表、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱

【資料1】運賃等の協議について

【資料2】道路運送法改正について

【資料3】大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱（案）

【資料4】大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱新旧対照表

令和5年度 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 名簿

令和5年11月21日（火）10時～

大和郡山市役所4階 大会議室

所属団体名	役職	委員氏名	出欠	代理出席者職	代理出席者氏名
大和郡山市	市長	上田 清	出		
大和郡山市自治連合会	会長	植村 俊博	出		
大和郡山市平和地区自治連合会	会長	松下 俊雄	出		
大和郡山市治道地区自治連合会	会長	中尾 正信	出		
一般社団法人 奈良県タクシー協会	専務理事	葛城 滝男	出		
公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	井上 景之	出		
奈良交通株式会社	乗合事業部 統括部長	大西 秀樹	出	乗合事業部 統括課長	松石 康志
近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	川口 宏幸	出	首席運輸企画専門官	釈迦戸 久夫
奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	今西 宏	出	課長	浦久保 幸浩
奈良県県土マネジメント部リニア推進・ 地域交通対策課	課長	網蔵 孝紀	出	係長	熊谷 朋伸
奈良県郡山土木事務所	所長	小松 順	出	計画調整課長	前川 昌広
郡山警察署	署長	中井 義男	出	交通課長	長谷川 善一

(順不同)

(事務局)

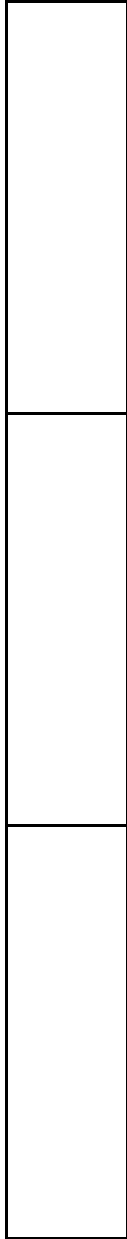
大和郡山市 総務部 企画政策課	課長	辻井 和也
〃	係長	山本 直輝

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 座席表

大和郡山市市長



大和郡山市自治連
合会会長



大和郡山市平和地
区自治連合会会長



大和郡山市治道地
区自治連合会会長

一般社団法人 奈良
県タクシー協会会長

公益社団法人 奈良
県バス協会専務理
事

奈良交通株式会社
乗合事業部
統括部長

近畿運輸局奈良運
輸支局支局長

奈良県交通運輸産
業労働組合協議会
事務局長

奈良県県土マネジメ
ント部リニア推進・地
域交通対策課課長

奈良県郡山土木事
務所所長

郡山警察署署長



事務局



○大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、大和郡山市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、この協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に規定する協議会の性格を有するものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 法第5条に掲げる計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 法第5条に掲げる計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 法第5条に掲げる計画に基づく事業の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(構成員)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人奈良県バス協会及び一般社団法人奈良県タクシー協会

- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者で市長が認める者
- (6) 奈良運輸支局長
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 奈良県地域交通政策担当課長
- (9) 郡山土木事務所長
- (10) 郡山警察署長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急の必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるときその他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

- 6 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、これを支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

(大和郡山市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

大和郡山市地域公共交通会議設置要綱は廃止とする。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

運賃等の協議について

○主な改正点

現行

①地域公共交通会議

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシ－事業者C
- ・バス協会、タクシ－協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

協議運賃は地交会議で協議

改正のポイント

①路線新設等の場合

「地交会議」と「協議会（運賃等）」とで協議を行う必要がある。

②連続して協議を行う場合

「協議会（運賃等）」の構成員となっていない地交会議の構成員には退室してもらう必要がある。

③軽微運賃について（道路運送法施行規則第10条第1項）

- ・定期観光運送
- ・路線不定期
- 協議会（運賃等）での協議は不要
- ・高速バス
- ・区域運行
- ・臨時運送

改正後

①地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条）

構成員（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシ－事業者C
- ・バス協会、タクシ－協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

※協議運賃の協議は行わない

②協議会（運賃等）（道路運送法第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシ－
- ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
- ・地方運輸局長

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

※市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会等の措置

公聴会以外の方法について（例示）

①パブコメ

②市政広報誌

③自治会への説明会 及び 業界団体を通じた事業者説明

上記①②③のいずれかを実施する

協議会（運賃等）について

1. 概要

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、独禁法に抵触しない形で協議を行うために設置される
- ・地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

2. 開催方法

- ・独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで開催する必要がある

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、地域公共交通会議構成員を退室又は別室で協議を行うなど同一に協議しないように留意が必要
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

3. 協議運賃の協議にあたり、市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会その他の措置を行う必要

- ・公聴会とはあくまで法令上の例示にすぎないため、代わりにその他の方法での意見の聴取でも可能

- (例) ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
③自治会への説明会（住民、利用者）
④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者） ※（ ）内は想定する対象者

公聴会を開催しない場合、最低でも上記①と②はいずれかを実施、上記③と④は併せて実施

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）</p> <p>第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。</p> <p>一 当該路線等とその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県</p> <p>二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p>	<p>（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）</p> <p>第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。</p>

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 (略)

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第七項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第七項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)は、運賃等(旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。))をいう。以下この条、第十八条の二第三号及び第八十九条第一項第二号において同じ。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 (略)

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前条第六項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
 - 一 三 (略)
 - 四 運賃等が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。
 - 一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者
 - 三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 4 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 6 第九条第七項の規定は、第三項の運賃等及び前項の料金について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項又は第四項」とあるのは「第九条の第三第三項」と、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」とあるのは「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
 - 一 三 (略)
 - 四 運賃及び料金が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。
- (新設)
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
 - 4 第九条第六項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 (略)
- 二 市町村、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき
- 三 (略)

(運輸審議会への諮問)

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 (略)
- 二 第九条第七項(第九条の二第二項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。)の規定による運賃又は料金の変更の命令
- 三 第九条の三第一項の規定による運賃等の認可
- 四 六 (略)

(利害関係人等の意見の聴取)

第八十九条 地方運輸局長は、その権限に属する次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

- 一 (略)
- 二 一般乗用旅客自動車運送事業における運賃等に関する認可

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 (略)
- 二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 三 (略)

(運輸審議会への諮問)

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 (略)
- 二 第九条第六項(第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による運賃又は料金の変更の命令
- 三 第九条の三第一項の規定による運賃及び料金の認可
- 四 六 (略)

(利害関係人等の意見の聴取)

第八十九条 地方運輸局長は、その権限に属する次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

- 一 (略)
- 二 一般乗用旅客自動車運送事業における運賃及び料金に関する

254 (略)

第九十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第三項若しくは第六項、第九条の二第一項若しくは第九条の三第五項の規定による届出をしないで、又はこれらの規定若しくは第九条第四項若しくは第九条の三第三項の規定により届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

二 第九条第七項（第九条の二第二項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。

三 第九条の三第一項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃若しくは料金を収受し（同条第三項の規定による届出をした場合を除く。）

）、又は第六十一条第一項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた使用料金によらないで、使用料金を収受したとき。

四十九 (略)

254 (略) 認可

第九十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第三項若しくは第五項、第九条の二第一項若しくは第九条の三第三項の規定による届出をしないで、又はこれらの規定若しくは第九条第四項の規定により届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

二 第九条第六項（第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。

三 第九条の三第一項若しくは第六十一条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

四十九 (略)

○大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、大和郡山市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、この協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に規定する協議会の性格を有するものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 交通空白地有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 法第5条に掲げる計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 法第5条に掲げる計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 法第5条に掲げる計画に基づく事業の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（構成員）

第3条 協議会は、委員15名以内をもって構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人奈良県バス協会及び一般社団法人奈良県タクシー協会

- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者で市長が認める者
- (6) 奈良運輸支局長
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 奈良県地域交通政策担当課長
- (9) 郡山土木事務所長
- (10) 郡山警察署長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急の必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるときその他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

- 6 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、これを支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

(大和郡山市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

大和郡山市地域公共交通会議設置要綱は廃止とする。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

大和郡山市地域公共交通総合連携協議会設置要綱新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。</p> <p>(1) 市における公共交通のあり方に関する事項</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項</p> <p>(3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項</p> <p>(4) 法第5条に掲げる計画の作成及び変更の協議に関する事項</p> <p>(5) 法第5条に掲げる計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(6) 法第5条に掲げる計画に基づき事業の実施に関する事項</p> <p>(7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。</p> <p>(1) 市における公共交通のあり方に関する事項</p> <p>(2) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項</u></p> <p>(3) <u>交通空白地有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項</u></p> <p>(4) 法第5条に掲げる計画の作成及び変更の協議に関する事項</p> <p>(5) 法第5条に掲げる計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(6) 法第5条に掲げる計画に基づき事業の実施に関する事項</p> <p>(7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項</p>